

石狩川水系（下流）既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場（第2回）議事録

■開催日： 令和2年5月29日（金）

■開催方法： 書面会議

※資料1～6を関係機関に事前に送付し意見聴取を行った。

■関係機関： 石狩川水系（下流）既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場構成員※
札幌管区气象台（オブザーバー）

※構成員は、資料2石狩川水系（下流）既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場
規約別表による。

■議 題：

- （1）規約の改正
- （2）石狩川水系（下流）治水協定の締結について
- （3）今後のスケジュール（案）について

■議事結果：

議題（1）～（3）について全ての構成員から合意を得た。なお、主な質疑応答は以下のとおり。

<質疑応答>

議題（1）について
意見等なし

議題（2）について

●北海道企業局

事前放流ガイドライン12ページⅢの最終行に「※具体的な手続きや算定方法については、別途、手続きとして整理する予定」とありますが、これについては、いつ頃示され、どのような内容になる予定でしょうか。

補填の算定方法等について、見通しを立てた上で治水協定を締結する必要があります。

○事務局からの回答

補填の内容は事前放流ガイドラインに示したとおりです。今後、具体的手続きの方法や算定例などについて、夏頃までに示される予定と聞いていますが、補填の算定は各ダムの状況によっても異なるので、個別に具体の協議によるところとなると聞いています。

●北海道企業局

夏頃までに示されるとのことですが、その際、ダム管理者、利水者等に対し、具体的手続きの方法や算定例などについて、説明をお願いします。

○事務局からの回答

了解しました。

●北海道企業局

事前放流ガイドライン11ページ【損失補填制度】Ⅱ損失補填の内容に「…従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による降雨予測と実績に著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合…」とありますが、これ以外のケースは補填の対象とはならないのでしょうか。

例えば、予想を上回る降雨があったものの、出水が少なく、水位が回復しない場合などは、全く補填されないのでしょうか。

○事務局からの回答

損失補填は、従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による予測と実績とに著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合を想定しています。

●北海道企業局

損失補填制度について、Ⅱ損失補填制度の必要な費用を堰堤維持費により負担するものである。との記載について、利水者負担金を含む費用で補填されるのでしょうか？

○事務局からの回答

上記の堰堤維持費については、利水者負担金を含まない費用です。

●北海道企業局

事前放流の実施要領の作成については、いつ、どのように進めることになりそうですでしょうか。

○事務局からの回答

出水期までにダム管理者が作成することになります。実施要領のひな型は事前放流ガイドラインに記載されています。

●北海道企業局

治水協定案4.情報共有のあり方及び事前放流ガイドライン2ページ2.1.3予測降雨量の設定方法に記載のある、国土交通省の共有システムは、いつから閲覧が可能となりますでしょうか。

○事務局からの回答

6月から閲覧することが可能と聞いています。

●北海道企業局

6月から閲覧することが可能とのことですが、閲覧が可能となった後、事前放流の運用が開始されるということでしょうか。

○事務局からの回答

事前放流実施要領策定後の運用開始となります。

●空知総合振興局

協定締結者に係る鷹泊ダム管理者「北海道知事」についてですが、河川管理者「北海道空知総合振興局長」等の混同を将来避けたいため、“(鷹泊ダム)北海道 知事 鈴木直道”として記載のご配慮をお願いします。

○事務局からの回答

締結者名の上段に“(鷹泊ダム)”を追記します。

議題(3)について

意見等なし

(以上)